

令和7年12月10日
文教常任委員会

第373回定例会付託議案について

【本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例及び
個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例】

総務部教育課

県立大学授業料等減免事務における情報連携について

(本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例及び個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部改正)

改正の背景

兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学における授業料及び入学料の減免判定に必要な情報について、現在は、学生（申請者）に**住民票の写し、課税証明書等**を提出させることにより確認している。

住民基本台帳ネットワークシステムを通じて氏名その他の本人確認情報等の真正性を確認の上、**マイナンバー**を用いた情報連携により**授業料・入学料の減免判定に必要な情報（取得情報）**を取得することで、学生（申請者）の負担軽減を図る。

減免手続に必要な情報（取得情報）と条例改正内容

授業料等減免の要件	取得情報	確認する状況
【県無償化制度（県内生）】 学生及び生計維持者（原則、父母）のいずれもが、 3年以上前から引き続き兵庫県に在住していること	住民票関係情報	・学生及び生計維持者の兵庫県への居住状況 ・多子世帯かどうか ※多子世帯は国制度へ
【県独自減免制度（県外生等）】 経済的理由により授業料の納付が著しく困難な者等	地方税関係情報	・世帯収入の状況 ※国制度・県独自減免 のカバー範囲確認

本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例別表第2及び個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例別表第1に「**兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学における授業料及び入学料の減免に要する費用の支弁に関する事務（県立大学授業料等減免事務）**」を追加する。

※条例に事務を追加することで、利用特定個人情報提供省令を根拠に「地方税関係情報」及び「住民票関係情報」の取得が可能となる。

補足事項

- ・マイナンバーはシステムを通じて県に直接提出されるため、**県立大学がマイナンバーを取り扱うことはない。**
- ・県において、情報連携で取得した情報を用いて一次判定を行い、判定結果（特定個人情報を含まない。）を県立大学に伝達する。その後、県立大学において学業成績等を考慮して最終判定が行われる。

第373回（定例）兵庫県議会 付託議案審査参考資料

第111号議案	兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	・・・・・・・・	2
第134～135号議案	公の施設の指定管理者の指定	・・・・・・・・	3
第136号議案	令和7年度兵庫県一般会計補正予算（第3号） 第1表 歳出関係部分	・・・・・・・・	4
第144号議案	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例中 関係部分	・・・・・・・・	5
第145号議案	公立学校教育職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	・・・・・・・・	7

文 教 関 係

第111号議案 兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 兵庫県立いなみ野特別支援学校及び兵庫県立東はりま特別支援学校に在学する児童及び生徒の増加に対応し、特別支援教育の充実に資するため、新たに兵庫県立かこがわ清流特別支援学校を設置する。
- (2) 兵庫県立むこがわ特別支援学校に聴覚部門が開設されることを踏まえ、兵庫県立こぼと聴覚特別支援学校を廃止する。

2 制定の概要

- (1) 兵庫県立特別支援学校を次のとおり設置する（別表関係）。

名称	位置	部
兵庫県立かこがわ清流特別支援学校	加古川市	小学部 中学部 高等部

- (2) 兵庫県立こぼと聴覚特別支援学校及び当該学校に附置している1歳及び2歳の聴覚障害児に対する保育相談を行うための施設を廃止する（第3条及び別表関係）。

3 施行期日

令和8年1月1日。ただし、2(2)は同年4月1日、2(1)のうち小学部及び中学部に係る部分は同年11月1日。

第134～135号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指定の期間
兵庫県立奥猪名健康 の郷	神戸市中央区海岸通6番地 奥猪名みらい創造プロジェクト (代表者) 国際ライフパートナー株式会社 代表取締役 荒谷 明彦	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
	〔指定理由〕 (1) 類似施設の管理運営において十分な実績と必要な能力・技術を有している。 (2) 地域住民の利用も多く、住民参画型の地元懇談会の開催等、地域との連携が築けており、安全安心な管理運営が期待できる。 (3) SNS等を活用した利用促進やキャッシュレス決済等の導入による利便性の向上を図っていることについて評価できる。	
兵庫県立円山川公苑	神戸市中央区浜辺通5丁目1-14 神戸商工貿易センタービル5階 兵庫県スポーツ協会円山川公苑グループ (代表者) 公益財団法人兵庫県スポーツ協会 理事長 今後 元彦 (構成員) 株式会社加藤商会 代表取締役 加藤 松彦	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
	〔指定理由〕 (1) 類似施設の管理運営、スポーツ・文化事業において十分な実績と必要な能力・技術を有している。 (2) 公認カヌーインストラクター資格を有する職員の配置や養成を行うなど、安全確保に向けた管理運営が期待できる。 (3) 県のウォータースポーツの拠点施設としての役割を果たし、多様な自主事業を展開している点が評価できる。	

令和7年度兵庫県一般会計補正予算（第3号）提案額一覧表

一般会計 (単位：千円)

区 分	現 計 予 算 額		今 回 提 案 額 補 正 額	合 計	
	総 額	一般財源		総 額	一般財源
教育推進費	30,632,315 (29,543,315)	10,850,347 (10,808,347)	0	30,632,315	10,850,347
学校運営費	9,108,549 (9,095,549)	6,362,327 (6,362,327)	0	9,108,549	6,362,327
学校整備費	14,659,655 (14,204,655)	261,889 (261,889)	0	14,659,655	261,889
小 計	54,400,519 (52,843,519)	17,474,563 (17,432,563)	0	54,400,519	17,474,563
高等学校等 就学助成費	10,842,701 (8,534,701)	43,312 (43,312)	0	10,842,701	43,312
人 件 費	289,930,230 (289,930,230)	228,953,443 (228,953,443)	8,010,000	297,940,230	235,314,443
合 計	355,173,450 (351,308,450)	246,471,318 (246,429,318)	8,010,000	363,183,450	252,832,318

※()内に記載の金額は当初予算額

※財源：一部国庫

令和7年度12月補正予算提案額の概要

(一般会計) (単位：千円)

事 項 名	現 計 予 算 額		今 回 提 案 額 補 正 額	説 明
	総 額	一般財源		
教育委員会 事務局職員費	2,372,395 (2,372,395)	2,363,662 (2,363,662)	63,000	○職員の給与等に関する条例等の一部改正に伴う人件費増(34,198人分・7,724百万円)
小学校職員費	115,780,287 (115,780,287)	84,889,290 (84,889,290)	3,484,000	○公立学校教育職員等の給与に関する条例等の一部改正に伴う人件費増(31,570人分・286百万円)
中学校職員費	61,035,394 (61,035,394)	44,746,346 (44,746,346)	1,773,000	
高等学校 職員費	62,656,023 (62,656,023)	53,071,572 (53,071,572)	1,819,000	
特別支援学 校職員費	28,526,735 (28,526,735)	24,412,045 (24,412,045)	837,000	
社会教育 職員費	1,226,380 (1,226,380)	1,221,736 (1,221,736)	34,000	
合 計	271,597,214 (271,597,214)	210,704,651 (210,704,651)	8,010,000	

※()内に記載の金額は当初予算額

※財源：一部国庫

第144号議案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第1 制定の理由

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与等との均衡を考慮し、職員の給与改定を行う等所要の措置を講ずるため、この条例を制定しようとする。

第2 制定の概要

1 公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正

(1) 給料表

ア 給料月額の変動 (別表第1及び別表第2関係)

- ・平均3.3%引き上げ

イ 職務の級

- ・別表第1の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額に対する加算額を7,700円から11,500円に改め、その職務の級が5級である職員の給料月額に対する加算額を3,800円とする (別表第1関係)。
- ・別表第2の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額に対する加算額を7,500円から11,500円に改め、その職務の級が5級である職員の給料月額に対する加算額を4,000円とする (別表第2関係)。

(2) 期末・勤勉手当

- ・年間支給月数を4.60月から4.65月に引き上げ (第28条及び第29条関係)

(単位：月)

区 分	現 行			改 正 案		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.25	1.05	2.30	<u>1.2625</u> (+0.0125)	<u>1.0625</u> (+0.0125)	<u>2.325</u> (+0.025)
12月期	1.25	1.05	2.30	<u>1.2625</u> (+0.0125)	<u>1.0625</u> (+0.0125)	<u>2.325</u> (+0.025)
年 間	2.50	2.10	4.60	<u>2.525</u> (+0.025)	<u>2.125</u> (+0.025)	<u>4.65</u> (+0.05)

(3) 通勤手当

- ・自動車等の交通用具使用者に係る通勤手当の支給月額の上限額を55,000円から66,400円に引き上げ (第19条関係)
- ・通勤のための駐車場等に係る通勤手当の支給要件について、交通機関と交通用具の乗継要

件を廃止するとともに、支給額については、駐車場等利用料金の2分の1上限を廃止の上、上限額を3,000円から5,000円に引き上げ（第19条関係）

(4) 宿日直手当

- ・宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対する支給額を4,400円から4,700円に引き上げ（第27条関係）

第3 施行期日等

1 施行期日

公布の日。ただし、第2の1(1)イは令和8年1月1日、第2の1(3)は同年4月1日

2 適用区分

第2の1(1)ア、(2)及び(4)は令和7年4月1日から適用する。

3 経過措置等

その他所要の整備を定める。

第145号議案 公立学校教育職員等の給与に関する条例等の一部を改正する 条例

第1 制定の理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正により、教員の処遇の改善が図られること等を踏まえ、他の地方公共団体の教職員の給与との均衡等を考慮し、関係条例について所要の整備を行う。

第2 制定の概要

1 公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正

(1) 教職調整額

- ア 教職調整額を、給料月額に100分の10（現行：100分の4）を乗じて得た額に引き上げる（第13条の3関係）。
- イ 指導改善研修被認定者（任命権者から児童又は生徒に対する指導が不適切であると認定を受けた公立の小学校等の教諭等であって、当該認定の日から指導改善研修を受けた者の児童又は生徒に対する指導の改善の程度に関する認定の日までの間にあるものをいう。以下同じ。）には、教職調整額を支給しないものとする（第13条の3関係）。
- ウ アの教職調整額の引上げは、毎年100分の1ずつ段階的に行うものとする（附則第4条関係）。

(2) 超過勤務手当

- ア 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して超過勤務手当を支給するものとし、当該手当の算出方法等を定める（第16条及び第26条の2関係）。
- イ 教職調整額又は管理職手当を受ける職員には超過勤務手当を支給しない（第27条の3関係）。

(3) 義務教育等教員特別手当

- ア 義務教育等教員特別手当の月額の上限額を7,700円（現行：8,200円）に引き下げる（第26条関係）。
- イ 義務教育等教員特別手当の月額は、職務の級及び号給の別に応じ、教育委員会規則で定める校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものとする（第26条関係）。

2 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

(1) 特殊業務手当

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する職員が、学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務のうち、次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が教育委員会規則で定める心身に著しい負担を与えると認める程度に及

ぶときに支給する特殊業務手当の日額を8,000円（現行：7,500円）に引き上げる（第3条の2関係）。

ア 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

イ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

(2) 多学年学級担当手当

小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する職員のうち、教育委員会規則で定める職員が当該学級における授業又は指導に従事したときに、その者に対して支給する多学年学級担当手当を廃止する（第3条及び第4条関係）。

(3) 夜間学級担当手当

夜間学級担当手当の支給対象を県立学校の職員のうち、教育公務員特例法の適用又は準用を受けるもの並びに市町立学校の職員のうち、県費負担教職員で事務職員及び学校栄養職員以外のものとする（第4条の2関係）。

(4) 夜間定時制勤務手当

ア 夜間定時制勤務手当の名称を夜間定時制勤務等手当に改める（第3条及び第9条関係）。

イ 市町立学校県費負担事務職員等のうち、夜間学級を置く中学校又は義務教育学校の後期課程に勤務する者でその正規の勤務時間が夜間にあるものを夜間定時制勤務等手当の支給対象に追加する（第9条関係）。

3 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

(1) 原則として正規の勤務時間以外の時間及び休日における正規の勤務時間中の勤務を命じない職員から指導改善研修被認定者を除く（第11条関係）。

(2) 正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた1(2)の超過勤務手当を支給すべき職員に対して、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間として、勤務日等に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができるものとする（第11条の3関係）。

(3) その他規定の整備を行う（第5条の2及び第18条関係）

第3 施行期日等

1 施行期日

令和8年1月1日。ただし、第2の2（(1)を除く。）は令和8年4月1日

2 経過措置等

第2の1(1)及び(2)に伴う必要な経過措置を定める等所要の整備を行う。